

水産物流通促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 水産物流通促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、小浜市補助金等交付規則(昭和56年小浜市規則第22号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、市内水産物の販路拡大のために、首都圏および大阪府、愛知県、福岡県の商談会への出展に要する経費の一部を補助することで、水産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内水産物の販路拡大意欲のある市内の漁業者、法人および水産業協同組合等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象としない。

- (1) 小浜市暴力団排除条例(平成23年小浜市条例第17号)に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者
- (2) 前各号に掲げる者のほか、補助事業の目的に照らして適当でないと市長が判断する者
- (3) 関係法令等に違反している者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、市内水産物の販路拡大を目的とした首都圏等の商談会への出展にかかる経費とし、その対象経費は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 広く一般に公開されない商談会に出展する場合
- (2) 一般消費者に対するその場での販売を主な目的とした商談会に出展する場合
- (3) 自社が開催し、または共催する商談会に出展する場合

(補助率および補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において前条に定める補助対象経費の2分の1以内の額とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額が15万円を超える場合は、前項の規定にかかわらず補助金の額は15万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付規則に定めるところにより、補助金等交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)および収支予算

書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、交付規則に定めるところにより、実績報告書（様式第5号）および収支決算書（様式第6号）を市長に提出するものとする。また、併せて商談実績報告書（別紙）および支出の金額が確認できる証拠書類の写し（領収書の写し等）を提出するものとし、事業完了後60日以内または補助金の交付に係る会計年度後の4月10日のいずれか早い日まで提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費
出展料
出展に必要な備品・資材費（ブース装飾、パンフレット作成費用 等）
出展に必要な光熱水費
出展に必要な輸送料